

当面の本市の取り組みについて

本部長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の解除、これに伴う宮城県によるリバウンド防止対策を受け、本市において以下の取り組みを実施。

1 市民、事業者への周知、呼び掛けの強化

- ・ 県・市独自の緊急事態宣言・リバウンド防止徹底期間について市民への周知を強化・継続
- ・ 外出・移動の際の「三密」・「5つの場面」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策の徹底、県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来の延期・自粛を呼び掛け
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や時短要請に応じない飲食店等の利用を控えることの周知
- ・ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- ・ 飲食店等事業者に向け感染拡大予防ガイドラインを踏まえた取組の徹底を呼び掛け
- ・ 飲食を主として業としている店舗に対する、カラオケ設備の利用自粛要請に係る周知
- ・ 大規模集客施設における、入場整理の徹底の働きかけ
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起

2 営業時間短縮要請、協力金の支給など

- ・ 5月12日以降の第6期要請分の対象施設、要請内容、協力金等についての周知の徹底
- ・ 第4期、第5期、第5期延長要請分の協力金の円滑な支給
- ・ 協力金問い合わせ専用ダイヤル、申請書作成支援窓口等を通じた丁寧な対応

3 PCR検査等の充実

- ・ 入所型の高齢者施設等の職員を対象にした検査
- ・ 感染再拡大の端緒をとらえて早期対応につなげるため、感染の拡大を早期に探知できると考えられる場所でモニタリング調査

4 市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインの見直し

- ・ まん延防止等重点措置の解除に伴い、事業、施設を再開するにあたり、リバウンド防止に向けた感染防止対策の徹底

5 県が新設する感染対策の認証制度への協力

- ・ 飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るための第三者認証による認証制度について、制度周知等必要な協力を実施